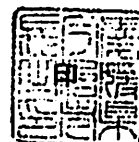


平成29年3月31日

今治市大学立地事業費補助金交付決定通知書

所在地 岡山県岡山市北区理大町1番1号
団体等名 学校法人加計学園
代表者 理事長 加計 晃太郎 様

今治市長 菅 良二



平成29年3月31日付けをもって申請のありました今治市大学立地事業費補助金については、今治市大学立地事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり条件を付けて交付します。

記

- 1 交付決定額 金9,600,000,000円
- 2 補助事業の実施期間 平成28年度から平成31年度
- 3 条件
 - (1) 補助事業の内容等に変更がある場合は、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
 - (4) この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
 - (5) この補助金の使途が申請の目的に違反すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。この場合には、今治市補助金交付規則に基づく加算金及び延滞金を併せて支払わなければならない。
 - (6) この補助金の交付を受けて取得した財産を処分する場合は、要綱に定めるところにより市長の承認を受けなければならない。この場合において、処分により収入があった場合は、その市長が定める金額を市に納付しなければならない。
 - (7) この補助金の使途については、今治市監査委員の監査を受けることがある。
 - (8) 補助事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

当座勘定

おなまえ

株式会社三菱東京UFJ銀行

店番	口座番号
741	0011777

株式会社 三菱東京UFJ銀行

口座番 留山支店



印地帳用紙
利につきる
残高表示用紙

TEL 066(222)6711

【ご請求先のご商号】 次屋オベセンヨ
【お振込先】 066622391188

【支店名】 株式会社三菱東京UFJ銀行 留山支店

お客様へ

この入金帳によりご入金される場合は、当座勘定規定による例、下記の規定によりお取扱いします。

1. 取戻金の取扱い

当座勘定への振入金は、当座印紙の貼付と印紙に
合符票を添付して、この入金票とともにご提出して
いただくことにより、当座印紙が貼付された入金票
が銀行の印内書として取り扱われます。

2. 振替の取扱い

この入金帳の取扱いには、銀行の振替用紙（当座印紙
の貼付）が貼付された振替用紙が、銀行の印内書として
取り扱われます。

ただし、振替用紙の金額と口座が異なる場合
には、その金額だけ現金残高（印紙）を
「のり」で、小切手（印紙）を貼って引当し処理
が行われていることがあります。

3. 平気取扱いの取扱い

この入金帳により銀行の平気取扱いで振入れた印紙
が、印紙が貼付された場合は、その印紙と当座印紙
が貼付された印紙の金額は、印紙が貼付された
印紙の金額と同等と見做されます。

お願い

※入金帳の汚れや破損のひどい場合は取りかき
させていただきます。入金帳をご確認ください。



平成 29 年 3 月 31 日

今治市大学立地事業費補助金交付決定通知書

所在地 岡山県岡山市北区理大町1番1号
団体等名 学校法人加計学園
代表者 理事長 加計 晃太郎 様

今治市長 菅 良二 印

平成29年3月31日付けをもって申請のありました今治市大学立地事業費補助金については、今治市大学立地事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり条件を付けて交付します。

記

- 1 交付決定額 金9,600,000,000円
- 2 補助事業の実施期間 平成28年度から平成31年度
- 3 条件
 - (1) 補助事業の内容等に変更がある場合は、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
 - (4) この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
 - (5) この補助金の使途が申請の目的に違反すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。この場合には、今治市補助金交付規則に基づく加算金及び延滞金を併せて支払わなければならない。
 - (6) この補助金の交付を受けて取得した財産を処分する場合は、要綱に定めるところにより市長の承認を受けなければならない。この場合において、処分により収入があった場合は、その市長が定める金額を市に納付しなければならない。
 - (7) この補助金の使途については、今治市監査委員の監査を受けることがある。
 - (8) 補助事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。